

補償の説明等

十分な説明を行い納得をしていただいて契約をかわします。

用地補償説明会

補償金等の算定が済みますと、関係権利者の方々に集まってお話などして、今後の補償の進め方、補償項目及び土地価格等についての説明を行います。



用地交渉(補償説明)

買収予定地となる土地の価格、建物・工作物・立木等の支障物件の移転に伴う補償について、皆様に納得していただけるように補償額の算定根拠等についてご説明します。



契約

同意が得られますと、所定の契約書に署名、押印をいただき、契約が成立します。この際、印鑑登録証明書等の提出をお願いする場合があります。



土地登記・建物等の移転・土地の引渡し

譲っていただいた土地については、国で所有権移転の登記をし、土地の引き渡しを受けます。建物の移転が伴う土地については、建物等の移転を所有者に行っていただき、私どもが移転完了の確認を行い、土地の引渡しを受けます。

